

＜報道発表資料＞

E-mail: a3590@pref.saitama.lg.jp

平成27年 5月 8日

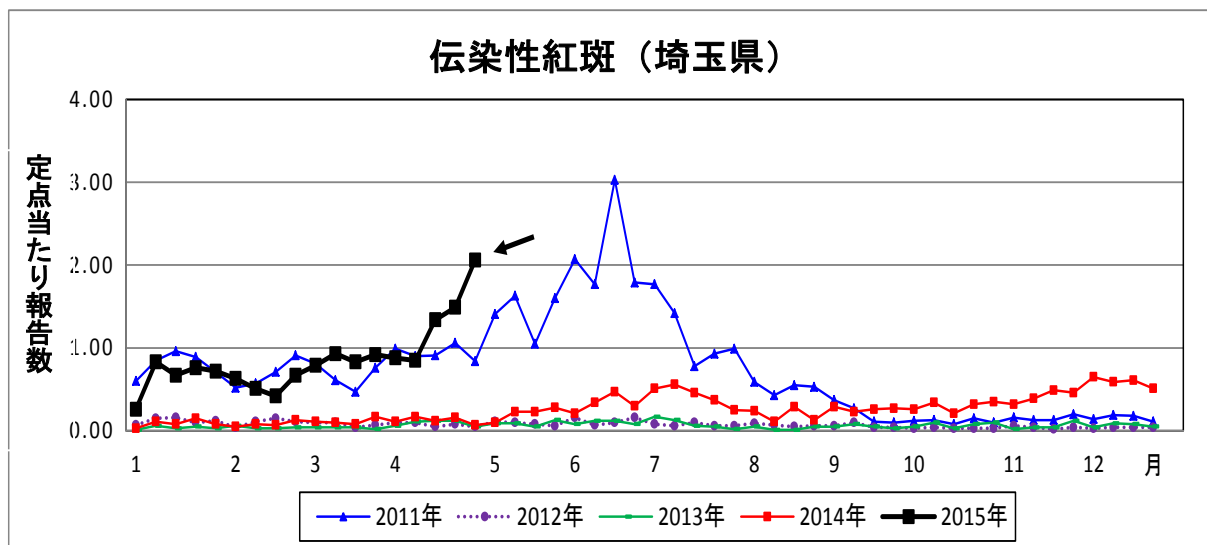
伝染性紅斑の流行警報を発令します！

— 手洗い、咳エチケットなどで感染予防に努めましょう —

伝染性紅斑の患者数が増加しています。今年に入ってから平成23年（2011年）以来の患者数の増加を示しており、昨年（平成26年）の流行状況を大きく上回っています。埼玉県感染症発生動向調査による県内医療機関（定点）からの報告数は、本年第18週（平成27年4月27日から5月3日）に1医療機関（定点）当たり2.05人となり、県全体で国の定める流行警報の基準値である2人を超えました。

伝染性紅斑は、「りんご（ほっぺ）病」ともよばれ、10歳未満の子供に多く、感染すると風邪のような症状が出た後、頬に赤い発疹が出る病気です。7月上旬にかけて患者数が増加する傾向を示すことから、今後更に患者数が増える可能性があるため注意が必要です。

手洗い、咳エチケットなどの対策を心がけて、感染予防に努めましょう（下記【伝染性紅斑の予防のポイント】参照）。



《県内の発生状況》

- ・ 県内16保健所（さいたま市・川越市・越谷市含む）のうち、7保健所において流行警報基準値を超えました。
- ・ 流行警報基準値を超えた保健所は、川口、加須、幸手、熊谷、本庄、さいたま市、川越市保健所です。

【伝染性紅斑とは】

伝染性紅斑は、ヒトパルボウイルスB19に感染することによって起こる病気です。主な感染経路は、患者の咳やくしゃみなどのしぶき（飛沫）に含まれるウイルスを吸

い込むことによる「飛沫感染」や、ウイルスが付いた手で口や鼻などの粘膜に触れることによる「接触感染」があります。

10～20日の潜伏期間の後、両頬に境界鮮明な紅い発疹が現れます。頬の発疹に続いて、手・足に網目状の発疹が現れますが、これらは1週間前後で消失することがほとんどです。

頬に発疹が現れる7～10日くらい前に微熱や風邪のような症状が見られ、この時期にウイルスが最も多く排泄されます。発疹が現れた時には既にウイルスの排泄はほとんどなく、感染力はほぼ消失しています。

また、妊娠中に感染した場合、まれに胎児の異常（胎児水腫）や流産が生じる可能性があります。

【伝染性紅斑の予防のポイント】

伝染性紅斑には予防接種はありません。

手洗いや咳エチケットなど一般的な感染予防対策をしっかりと行うことが重要になります。

妊娠中あるいは妊娠の可能性のある女性は、できる限り患者に近づくことを避けるように注意することが必要です。

《咳エチケットとは》

- ①咳やくしゃみを他の人に向けて発しないこと
- ②咳やくしゃみが出るときはマスクをすること
- ③手のひらで咳やくしゃみを受け止めた時はすぐに手を洗うこと 等

【伝染性紅斑にかかったら】

- ・体調が悪くなったら、早めに医療機関を受診しましょう。早めの対処が早い回復につながります。
- ・伝染性紅斑に特別な治療法はありません。症状に応じた対症療法を行うこととなります。

<参考>

1 感染症発生動向調査について

都道府県及び保健所設置市が定点医療機関（モニター）から感染症患者の受診状況について毎週報告を受け、流行状況を把握するものです。

伝染性紅斑については、埼玉県、さいたま市、川越市及び越谷市では、埼玉県医師会等の協力を得て、162の定点医療機関を指定しています。

2 その他参考情報

- ・埼玉県感染症情報センターホームページ

<http://www.pref.saitama.lg.jp/b0714/surveillance/index.html>

- ・国立感染症研究所「伝染性紅斑とは」

<http://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ta/5th-disease.html>